

## 常陸太田市地域建設業経営強化融資制度事務取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、市と工事請負契約を締結している建設業者（以下「受注業者」という。）が、地域建設業経営強化融資制度（平成20年10月17日付け国総建第197号，国総建整第154号国土交通省建設流通政策審議官通知。以下「本制度」という。）を利用する場合における債権譲渡の承諾等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事)

第2条 本制度による工事請負代金債権の譲渡（以下「債権譲渡」という。）の対象となる工事は、市が発注する建設工事で、次の各号に掲げる工事以外のものとする。

- (1) 低入札価格調査の対象となつた工事
- (2) 債務負担行為及び継続費に係る工事。ただし、次の工事を除く。
  - ア 最終年度の工事であつて年度内に完成が見込まれる工事
  - イ 債権譲渡の承諾の時点において、次年度までの工期であつて完成の見込みが1年未満の工事
- (3) 繰越明許費及び事故繰越に係る工事。ただし、次の工事を除く。
  - ア 前年度から繰り越された工事であつて年度内に完成が見込まれる工事
  - イ 債権譲渡の承諾の時点において次年度までの工期であつて完成の見込みが1年未満の工事
- (4) 受託工事等の特定の歳入財源を前提とした工事
- (5) 市が役務的保証を必要とする工事
- (6) その他債権譲渡の承諾が不適當な特別な事由がある工事

### (譲渡債権の範囲)

第3条 譲渡される工事請負代金債権の額は、当該工事が完成した場合においては、当該請負契約書に定められた検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金の額から既に支払をした前金払，部分払及び当該請負契約書により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

2 当該請負契約が解除された場合において譲渡される工事請負代金債権の額は、前項の規定にかかわらず、当該請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し、引渡しを受けた出来形部分に相応する工事請負代金の額から既

に支払をした前金払，部分払及び当該請負契約書により発生する市の請求権に基づく金額を控除した額とする。

3 契約の変更により工事請負代金の額に増減が生じた場合の譲渡される工事請負代金債権の額は，変更後の工事請負代金の額とする。

(債権譲渡人及び債権譲受人)

第4条 債権譲渡をすることができる者（以下「債権譲渡人」という。）は，中小・中堅元請建設業者（資本の額又は出資の総額が20億円以下又は常時使用する従業員の数が1,500人以下）の受注業者とする。

2 債権譲渡を受けることができる者（以下「債権譲受人」という。）は，一般財団法人建設業振興基金（以下「振興基金」という。）の債務保証を受けた中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合，事業協同小組合，協同組合連合会及び協同小組合連合会若しくは民法（明治29年法律第89号）に基づく公益法人である建設業団体その他振興基金において振興基金の被保険者となる資格を有すると認められたものとする。

(債権譲渡の承諾申請)

第5条 債権譲渡の承諾申請に際しては，債権譲渡人と債権譲受人が共同して次の各号に掲げる書類を市長に提出するものとする。

(1) 債権譲渡承諾依頼書（様式第1号） 1通

(2) 工事履行報告書（様式第2号） 1通

(3) 発行日から3か月以内の債権譲渡人及び債権譲受人の印鑑証明書 各1通

(4) 契約保証金相当額を保険又は保証によつて担保されている工事で，保険又は保証契約約款等により承諾が義務付けられている場合は，必要な承諾を受けている旨を証する書面 1通

(5) 前各号に定めるもののほか，市長が必要と認める書類

2 前項の債権譲渡に係る承諾依頼をするときは，当該債権が譲渡，差押，質権の設定その他の権利の移動又は設定等がなされていないものでなければならない。

3 債権譲渡人及び債権譲受人は，債権譲渡の承諾を受けた後に当該工事請負代金に係る前金払又は部分払の請求をすることができない。

(債権譲渡の承諾の時期)

第6条 債権譲渡を承諾することができる時期は，当該工事の出来高が2分の1以上に到達したと認められる日以降とする。

この場合において、承諾にあつての当該出来高の確認については、月別の工事進捗率等を記載した工事履行報告書の受領をもつて足りるものとする。  
(債権譲渡の承諾)

第7条 市長は、第5条第1項の規定による債権譲渡承諾依頼書の提出があつたときは、速やかに必要な事項を確認し、適当と認めるときは債権譲渡承諾書(様式第3号)を債権譲渡人及び債権譲受人へ交付するとともに、債権譲渡整理簿(様式第4号)に債権譲渡を承諾した状況を記録しなければならない。

(債権譲渡の不承諾)

第8条 市長は、第5条第1項の規定による適正な書類等の提出がない場合又は前条の規定による必要な事項の確認ができない場合には、債権譲渡の承諾を行わない。この場合において、市長は、債権譲渡人及び債権譲受人に対し、承諾をしない理由を付した債権譲渡不承諾通知書(様式第5号)を交付するものとする。

(出来高確認)

第9条 融資申請時までの当該工事に関する下請負人等への代金支払の状況並びに当該融資制度に基づく融資に係る借入金の当該工事に関する下請負人等への支払の計画の確認及び融資時の譲渡債権の担保価値の査定に係る当該建設工事の出来高の査定は、原則として債権譲受人が行うものとする。

2 前項の場合において、現場確認の必要がある場合は、債権譲受人は、工事出来高確認協力依頼書(様式第6号)を市長に提出し、承認を得なければならない。

(債権譲渡後の通知)

第10条 債権譲渡人及び債権譲受人は、第7条第1項の規定による債権譲渡の承諾を受け、債権譲渡契約及び金銭消費貸借契約を締結し、当該譲渡債権を担保とした融資が実行されたときは、市へ速やかに当該契約書の写しを添え、連署にて債権譲渡通知書兼融資実行報告書(様式第7号)を提出しなければならない。

(請負代金の請求)

第11条 債権譲受人は、債権譲渡人が当該請負契約書に定める検査に合格して工事請負代金の額が確定した場合に限り、債権の範囲内で市長に対して、工事請負代金請求書(様式第8号)に市長から交付された債権譲渡承諾書の写しを添付して、当該工事請負代金の請求をすることができる。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

様式第1号（第5条関係）

## 債権譲渡承諾依頼書

年 月 日

常陸太田市長 殿

受注業者  
(債権譲渡人) 住所  
氏名 実印

(債権譲受人) 住所  
氏名 実印

受注業者（以下、甲という）が発注者（貴殿）に対して有する基本契約書（貴殿と甲との間で締結された 年 月 日付の工事請負契約書）に基づく下記の工事請負代金債権を、（以下、乙という）に譲渡することにつき、工事請負契約書第5条第1項ただし書に規定する承諾を賜りますよう御依頼申し上げます。

乙においては、本譲渡債権を担保として、甲に対し当該工事の施工に必要な資金を融資するとともに、担保の余剰をもって保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権を担保するものとします。

なお、工事請負契約書第44条に規定する瑕疵担保責任は当然のことながら甲に留保されることを申し添えます。

### 記

- 工 事 件 名
- 工 事 場 所
- 契 約 締 結 日 年 月 日
- 工 期 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 譲渡対象債権額  
請負代金額：金 円  
一前払金額：金 円  
一部分払金額：金 円  
債権譲渡額：金 円（ 年 月 日現在見込額）  
※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

様式第2号（第5条関係）

### 工事履行報告書

工事名	工事		
契約締結日			
工期			
月別	予定工程（単位：％） （ ）は工程変更後	実施工程（単位：％） （ ）は予定工程との差	備考
年月			
(記載欄)			

(備考) 必要に応じて適宜項目を加除して使用するものとする。

様式第3号（第7条関係）

## 債権譲渡承諾書

年 月 日

(甲) 受注業者（債権譲渡人） 様  
(乙) 債権譲受人 様

常陸太田市長



年 月 日付で、受注業者（以下「甲」という。）及び債権譲受人（以下「乙」という。）から依頼のあった下記の公共工事に係る工事請負代金債権の譲渡については、工事完成引渡債務不履行を事由とする工事請負契約の解除をもって乙に対抗できる旨及び下記事項について異議を留めて、工事請負契約書第5条第1項ただし書の規定により承諾する。

なお、本承諾によって工事請負契約書に定められた甲の責任が一切軽減されるものではないことを申し添える。

### 記

- 工 事 件 名
- 契 約 締 結 日 年 月 日
- 工 事 場 所
- 契 約 金 額 金 円
- 既 支 払 済 額 金 円（前払金及び部分払の合計額）
- 債 権 譲 渡 額 金 円（契約金額－既支払済額）
- 譲渡される甲の工事請負代金債権の額は、本件請負工事が完成した場合においては、本件工事請負契約書に定められた検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
ただし、本件工事請負契約が解除された場合においては、本件工事請負契約書に定められた出来形部分の検査に合格し引渡を受けた出来形部分に相応する請負代金額から前払金、中間前払金、部分払金及び本件工事請負契約により発生する違約金等の発注者の請求権に基づく金額を控除した額とする。  
なお、契約変更により請負代金額に増減が生じた場合には、債権譲渡承諾依頼書の請負代金額の金額は変更後の金額とする。
- 甲及び乙は、債権譲渡契約及び金銭消費貸借契約を締結した場合は、速やかに連署にて発注者に債権譲渡通知書兼融資実行報告書を提出すること。
- 甲が、当該工事に関する資金の貸付を受けるため、保証事業会社による金融保証を受けた場合には、速やかに公共工事金融保証証書の写しを提出すること。
- 当該譲渡債権は、乙の甲に対する当該工事に係る貸付金及び保証事業会社が当該工事に関して甲に対して有する金融保証に係る求償債権を担保するものであって、それら以外の債権を担保するものではないこと。
- 甲及び乙は、譲渡債権について、他の第三者に譲渡し、又は質権を設定し、その他債権の帰属並びに行使を害すべき行為を行わないこと。
- 保証事業会社が有する金融保証に係る求償債権の担保に関しては、乙が責任を持って行うこととし、発注者は関与しないこと。

確定日付印欄	承認番号付記欄

債権譲渡整理簿

工事発注担当課名： \_\_\_\_\_

承諾 番号	申請 年月日	承諾 年月日	工事名	受注業者 (債権譲渡人)	債権譲渡額	債権譲渡先 (債権譲受人)
					請負代金額 -前払金額 -部分払額 債権譲渡額	
					請負代金額 -前払金額 -部分払額 債権譲渡額	
					請負代金額 -前払金額 -部分払額 債権譲渡額	
					請負代金額 -前払金額 -部分払額 債権譲渡額	
					請負代金額 -前払金額 -部分払額 債権譲渡額	

(備考) 契約変更により増減が生じた場合は、債権譲渡額欄の当初の記載事項の下へ変更後のものを記入すること。

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

## 債権譲渡不承諾通知書

(甲) 受注業者（債権譲渡人） 様  
(乙) 債権譲受人 様

常陸太田市長



年 月 日付けにて提出されました債権譲渡承諾依頼については、下記の理由により承諾しないこととしましたので、通知いたします。

### 記

- 工 事 件 名
- 契 約 締 結 日 年 月 日
- 承 諾 し な い 理 由

様式第6号（第9条関係）

## 工事出来高確認協力依頼書

年 月 日

常陸太田市長

殿

債権譲受人 所在地：

商号又は名称：

代表者職氏名：

㊟

下記の建設工事について、地域建設業経営強化融資制度による債権譲渡人への融資を予定しておりますが、同工事の出来高を確認する必要があります。

つきましては、同工事の出来高を確認するため、工事現場の立ち入りについてご協力いただきますようお願いいたします。

### 記

1 工 事 件 名

2 工 事 場 所

3 契 約 締 結 日 年 月 日

4 債 権 譲 渡 人 所 在 地：  
商号又は名称：  
代表者職氏名：

5 現場立入希望日時 年 月 日（ ） 時 分から

6 連 絡 先 電 話 番 号：  
F A X：  
担 当 者 名：

債権譲渡通知書兼融資実行報告書

常陸太田市長

殿

年 月 日

受注業者  
(債権譲渡人) 住所  
氏名

実印

(債権譲受人) 住所  
氏名

実印

年 月 日付け（承諾番号）でご承諾いただきました債権譲渡人（以下「甲」という。）が貴殿に対して有する下記工事請負代金債権について、年 月 日付けにて債権譲渡契約を締結し、債権譲受人（以下「乙」という。）に譲渡いたしましたので、通知いたします。また、年 月 日付けにて金銭消費貸借契約を締結し、乙は当該譲渡債権を担保として甲に対して金銭を貸し渡し、甲はこれを受け取りましたので、報告いたします。

よって、下記工事請負代金につきまして、今後は乙の下記口座へお支払い願います。なお、甲は乙に当該建設工事における下請人等への支払状況及び支払計画に関する書面を提出し、乙はこれを確認いたしました。

記

(譲渡債権の表示)

- 工 事 件 名
- 工 事 場 所
- 契 約 締 結 日 年 月 日
- 工 期 自 年 月 日 至 年 月 日 ( 日間)
- 譲渡対象債権  
請負代金額：金 円  
-前払金額：金 円  
-部分払金額：金 円  
債権譲渡額 金 円 ( 年 月 日現在見込額)  
※ただし、契約変更により増減が生じた場合はその金額による。

(振込口座)

金 融 機 関 名	(金融機関名)	(本支店名)
預金種別及び口座番号	預金 No.	
口 座 名 義	(フリガナ) ----- (名義)	

様式第8号(第11条関係)

## 工事請負代金請求書

年 月 日

常陸太田市長 殿  
(工事発注担当課 : )

請求者(債権譲受人) 所在地  
商号又は名称  
代表者職氏名

実印

年 月 日付けの債権譲渡承諾書に係る工事請負代金について下記のとおり請求いたします。

### 記

#### 1 請求金額

金 \_\_\_\_\_ 円也

ただし,

工事の代金として

(内 訳) (1) - (2) - (3) - (4) = (5)

(1) 工事請負代金額	_____	円
(2) 前払金受領済額	_____	円
(3) 部分払受領済額	_____	円
(4) 損害金, 違約金等	_____	円
(5) 今回請求金額	_____	円

#### 2 承認番号

#### 3 振込口座

金融機関名	(金融機関名)	(本支店名)
預金種別及び口座番号	預金 No.	
口座名義	(フリガナ)	
	(名義)	